

## 茨木市特定健康診査事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成29年厚生労働省令第88号。第2第1号において「実施基準」という。）に定めるもののほか、特定健康診査の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 特定健康診査の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 茨木市が行う国民健康保険加入者のうち、実施基準第1条第1項に規定する者
- (2) 受診する日の属する年度の4月2日以降に茨木市が行う国民健康保険に加入し、当該年度中に特定健康診査と同等の健康診査の受診機会のない者

(特定健康診査の内容)

第3 特定健康診査の内容は、別表のとおりとする。

(受診料)

第4 特定健康診査の受診料は、無料とする。

(実施の方法)

第5 特定健康診査は、次の各号に掲げる方法により実施するものとする。

- (1) 一般社団法人大阪府医師会に委託し、当該法人が承認する医療機関が実施する方法
- (2) 市が指定する健診機関に委託し、実施する方法

(受診申込み)

第6 特定健康診査の受診申込みは、受診希望者が、第5に規定する方法により委託した医療機関等へ直接申し込むものとする。

(実施期間)

第7 特定健康診査の実施期間は、市長が別に定める。

(結果の通知)

第8 市長は、特定健康診査の終了後、受診者に対し結果通知書を送付するものとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、特定健康診査の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から実施する。

別表

問診	
理学的検査	
身体計測	身長、体重、肥満度、腹囲
尿検査	蛋白、糖
血圧測定	
血液検査	GOT、GPT、 $\gamma$ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール又はnon-HDLコレステロール、血清クレアチニン、血清尿酸、eGFR、血糖、ヘモグロビンA1c